

手続きを忘れずに

転出・転入・転居届

世帯全員または世帯員の住所が変わったときは、市民課(市役所1階・☎20・1525)、市民課赤坂分室(中央公民館内・☎26・3327)、下総支所市民福祉課(☎96・1113)、または大栄支所市民福祉課(☎73・8066)で手続きをしてください。

届け出は、原則として本人または同一世帯の人(本人確認が必要です)が行ってください。

代理人が届け出を行う場合は委任状が必要です。異動者の新・旧住所、世帯主名、氏名、生年月日、異動日を確認し、届け出をしてください。

転出するとき(転出届)

成田市からほかの市区町村へ移るときは、転出証明書を発行します。新住所へ移る前に手続きをしてください。

○必要なもの：国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証・介護保険証(いずれも加入している人)

転入したとき(転入届)

成田市の新住所に移ってから14日以内に手続きをしてください。

○必要なもの：前住所地の市区町村が発行した転出証明書、年金

手帳(加入している人)

市内で転居したとき(転居届)

新住所に移ってから14日以内に手続きをしてください。

○必要なもの：国民健康保険証・年金手帳・介護保険証(いずれも加入している人)

世帯主が変わったとき(世帯主変更届)

世帯主が変わったときは、変わってから14日以内に手続きをしてください。

○必要なもの：加入世帯員全員の国民健康保険証

保険・年金など

国民健康保険や国民年金、後期高齢者医療制度に加入している

人は、転出・転入などの届け出をした後に、保険年金課(市役所1階・☎20・1526)または下総・大栄支所市民福祉課で手続きをしてください。

また、介護保険に加入している人は、介護保険課(市役所議会議会棟1階・☎20・1545)または下総・大栄支所市民福祉課で手続きをしてください。

ほかにも手続きが

これらの手続きや左表の届け出以外にも、さまざまな手続きが必要です。引っ越しをする前に、届け忘れがないか、もう一度確認してみましょう。

※くわしくは各担当課へ。

引っ越しの手続きをチェック

項目	内容	問い合わせ先
子ども手当・子ども医療費助成	転入・転出の手続きの後、子育て支援課(下総・大栄支所は市民福祉課)へ	子育て支援課(市役所2階) ☎20-1538
小中学校	転入・転出の手続きの後、市民課(下総・大栄支所は市民福祉課)で案内します	学務課(市役所5階) ☎20-1581
保育園・児童ホーム	保育課(下総・大栄支所は市民福祉課)へ	保育課(市役所2階) ☎20-1607
水道 (くわしくはP7)	ニュータウン地区(県営水道) 県水お客様センターに連絡。転出・転居時は精算が必要	県水お客様センター ☎0570-001245
	下総・大栄地区(市営簡易水道) (株)ジェネッツに連絡。転出・転居時は精算が必要	(株)ジェネッツ ☎22-8880
	上記以外の地区(市営水道) (株)ジェネッツに連絡。転出・転居時は精算が必要	市水道部 ☎22-0269
下水道	(株)ジェネッツに連絡。転出・転居時は精算が必要	(株)ジェネッツ ☎22-8880 下水道課(市役所5階) ☎20-1553
し尿のくみ取り (くわしくはP6)	最後のくみ取りになる場合は早めに連絡を	環境衛生課(市役所2階) ☎20-1531
原動機付自転車	転出…ナンバー、標識交付証明書を持って市民税課、下総・大栄支所市民福祉課で廃車 転入…廃車証明書を持って市民税課、下総・大栄支所市民福祉課で登録 転居…手続きの必要なし	市民税課(市役所2階) ☎20-1513



手続きはお早めに